

議案第 27 号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の一部改正について

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例（平成21年12月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）第10条の次に 1 条を加える改正規定中「（雨水を排除する場合にあっては、市長とする。以下同じ。）」を削り、同条例第11条第 3 項の改正規定中「加え、同項第 1 号の表を次のように改める。

排水区分		水量使用料（汚水排水量 1 立方メートルにつき）
一般排水	公衆浴場及び 共同浴場	60円
	その他	115円
	中間排水	169円
特定排水		240円

を「加える。」に改め、同条例第16条第 1 項の改正規定中「（公共下水道のうち雨水を排除すべき排水施設にあっては、市長とする。以下同じ。）」を削り、同条例第19条の改正規定中「加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。」を「加える。」に改め、同条例第22条第 3 項の改正規定中「改め、「読み替える」の次に「（汚水に係る公共下水道の施設又は敷地の占用料を徴収する場合に限る。）」を加える」を「改める」に改め、同条例第30条の改正規

定中「市長又は管理者がそれぞれ」を「管理者が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。